

別表（第3条関係）

事業種目	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	備考
1 環境負荷軽減活動実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注－1）	<p>(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農林水産大臣の登録を受けた天敵製剤、防が灯その他の化学合成農薬の使用低減に必要と認められる経費 ただし、天敵製剤を複数回導入する場合でも補助の上限は当該製剤の1回使用量の最大量とするが、防除の対象となる害虫に対して異なる種の天敵を導入する場合は複数の天敵製剤を導入できる。 （補助対象限度額50万円/10a）</p> <p>(2) 常温煙霧機の導入に要する経費</p> <p>(3) 養液栽培における排水処理装置の導入に要する経費 （補助対象限度額200万円/10a）</p>	3分の1以内	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 微生物製剤及び交信かく乱剤、UVカットフィルム、粘着資材、循環扇は、補助対象としない ピーマン類、シシトウ類、ナス類については、天敵製剤及び防虫ネット導入に要する経費を補助対象としない 一部の地域・品目等については、天敵製剤を補助対象としない（注－2） <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常温煙霧登録剤の無い品目への導入は、補助対象としない <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一経費への補助は、一回限りとする （天敵製剤の導入に要する経費を除く） 受益者は高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定（以下、「高知県みどり認定」という。）を取得すること（注－3）
2 脱炭素実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注－1）	施設園芸において燃油の使用量及び二酸化炭素排出量の低減に有効なヒートポンプの導入に要する経費（注－4）	3分の1以内	<ul style="list-style-type: none"> 国の産地生産基盤パワーアップ事業「施設園芸エネルギー転換枠」を利用できない者に限る ヒートポンプの導入によって燃油の使用量を15%以上削減できること IoTクラウドに接続できる条件が整っている場合は接続すること 施設園芸セーフティネット構築事業へ加入すること 受益者は高知県みどり認定を取得すること（注－3）
3 環境負荷軽減技術実証支援	高知県内に本店又は事業所を有する民間企業、2戸以上の農業者の組織する団体、公社等（注－1）	化学合成農薬の使用量低減や再生可能エネルギーの有効活用等の環境負荷軽減に資する新技術や先進技術の実証 ・実証に必要な機器設備等の導入に要する経費 （補助対象限度額1,000万円）	2分の1以内	<ul style="list-style-type: none"> 実証結果を県に報告すること 国のみどりの食料システム戦略推進交付金における「グリーンな栽培体系への転換サポート」を利用できない者に限る 農業者においては、高知県みどり認定を取得すること（注－3） 	

- (注) 1 事業種目1、2、3の「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体及び農業法人。
- 2 事業種目1備考の一部の地域・品目等とは、次の(1)かつ(2)に該当する地域・品目をいう。
- (1) 天敵製剤の導入率が県域で60パーセント(前年度調査結果：環境農業推進課調べ)を超えている品目。
- (2) 高知県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金による天敵製剤の導入実績が3回を超える事業実施主体及び生産者。
- 3 原則、事業実施年度内に認定を受けること。
- 4 導入した機材には園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ当該施設の処分制限期間において加入を継続すること。